

北海道科学大学大学院奨学生規程

(目的)

第1条 この規程は、大学院学則第42条第2項に基づき、北海道科学大学大学院(以下「本大学院」という。)学生の修学、研究を奨励し、有為な人材を育成するために給付する学資について必要な事項を定めることを目的とする。

(大学院奨学生・大学院奨学生)

第2条 この規程により給付する学資を北海道科学大学大学院奨学生(以下「大学院奨学生」という。)といふ。これを受ける者を北海道科学大学大学院奨学生(以下「大学院奨学生」という。)といふ。

(選考対象)

第3条 大学院奨学生は、学力・人物ともに優秀で、さらに学業の向上を目指している本大学院の在籍者から指導教員の推薦に基づき選考する。

(採用人数)

第4条 大学院奨学生の採用人数は、次のとおりとする。

- (1) 工学研究科博士後期課程各学年6名以内とする。
- (2) 薬学研究科博士課程各学年3名以内とする。
- (3) 保健医療学研究科博士後期課程各学年3名以内とする。
- (4) その他、学長が認めた者とする。

(採用期間)

第5条 大学院奨学生の採用期間は、大学院奨学生として採用された年度から修了、又は、退学等により学籍を失うまでとする。

(給付額及び給付時期)

第6条 大学院奨学生の給付額は、授業料の年額の二分の一を奨学生の年額とし、奨学生の年額に最短修業年限の年数を乗じた金額を奨学生の総額とする。

- 2 長期履修が認められた場合は、奨学生の総額を長期履修期間の年数で除した金額を奨学生の年額とする。
- 3 長期履修期間の変更が認められた場合は、奨学生の総額からすでに給付された奨学生の金額を減した金額を変更された時から修了までの履修期間の年数で除した金額を奨学生の年額とする。
- 4 奨学生の年額の二分の一を前期及び後期の初めに速やかに給付する。

(選考及び決定)

第7条 大学院奨学生の選考は、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

- 2 大学院奨学生の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(証書の交付及び通知)

第8条 大学院奨学生には、証書を交付し、父母に通知するとともに、学内に掲示する。

(給付の停止)

第9条 本大学院以外の奨学金制度または助成金制度で併給を認めないものに採用された場合、その給付にかかる期間は大学院奨学金の給付を停止するものとする。

(資格停止)

第10条 大学院奨学生が大学院学則第59条(懲戒)に該当したとき、あるいは、その他大学院奨学生として適当でないと認められたときは、大学院奨学生の資格を停止する。

(事務取扱い)

第11条 大学院奨学生に関する事務は、事務局学生課が取り扱う。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度入学生から適用する。ただし、北海道薬科大学大学院からの転学者については、北海道薬科大学大学院研究奨励金規程を引き継ぐものとする。

1 この規程の改正は、2020年4月1日から施行する。